

大東市に住み、働くあなたの

奨学金の返還をサポート!

最大 **120** 万円!
(15万円/年×8年間)



大東市は、若い世代の市内流入・定住促進と市内中小企業の人材不足解消を目的として、市内に在住し、かつ市内にある中小企業に正規雇用された方や、保育士等の免許を持ち、市内事業所に正規雇用された方に対し、返還されている奨学金の2分の1を補助します!

補助内容

返還額の **1/2** (1,000円未満切り捨て)

上限 **75,000** 円 (1年を上半期・下半期に分けた1期あたり)

最大(奨学金の返還が始まった月から) **8** 年間 *他の地方公共団体から同種の補助金等の交付を受けている場合は、その額を差し引いた額

対象者

次の要件をすべて満たす方 (⑤は(1)か(2)いずれか)

- ① 公務員でない
- ② 大東市に住所があり、かつ現に居住している
- ③ 貸与を受けた奨学金等について、その返還を遅延なく行っている
- ④ 市税を滞納していない
- ⑤ (1)大東市内に事業所がある中小企業に正規雇用され、かつ大東市内の事業所で働いている
(2)保育士、幼稚園教諭、養護教諭*、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士の免許を持ち、大東市内に事業所がある事業主に正規雇用され、かつ、大東市内の事業所で資格に基づき働いている (*養護教諭は幼稚園、認定こども園に限る)

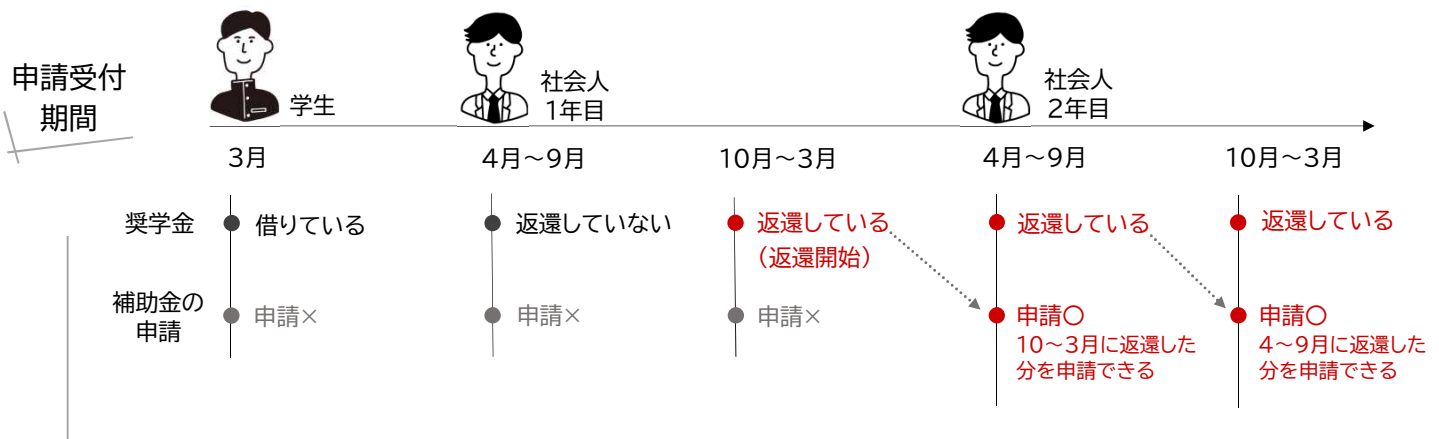
対象となる奨学金

- 日本学生支援機構 第1種・第2種奨学金
- 大阪府育英会 奨学金
- 大東市奨学貸付条例に基づく奨学金
- 大阪府母子・父子・寡婦福祉資金のうち修学資金・技能習得資金・修業資金
- 大阪府社会福祉協議会生活福祉資金のうち教育支援資金

● 上半期（4月～9月返還分）→10/1～翌3/31までに申請

○ 下半期（10月～3月返還分）→ 4/1～9/30までに申請

*半期毎に申請が必要です。



次に掲げる書類を申請期間内に提出してください。

*申請毎に書類が必要です。

必要書類

- ① 補助金交付申込書（様式第1号）
- ② 就労証明書（様式第2号） *様式はホームページに掲載しています。
- ③ 奨学金等の貸与を証する書類の写し
・日本学生支援機構の場合：「入金一覧表」を提出
・大阪府育英会の場合：個人情報開示請求を行う
詳しくは下記をご覧ください。
- ④ 資格の取得を証するものの写し（該当者のみ）

オンラインで申請ができます。
申請はこちらから
(ID登録が必要です)

大東市電子申請システム



③について提出書類が貸与機関によって異なります。
日本学生支援機構の場合

TEL 0570-666-301 (月～金 8:30～20:00 祝日・年末年始を除く)

奨学金返還相談センターに電話で “入金一覧表” を取得の上、提出ください。

大阪府育英会の場合

TEL 06-6357-6273 (月～金 9:00～17:30 祝日・年末年始を除く)

返還収納課に電話で、個人情報開示請求を行ってください。

後日届いた個人情報開示請求書の理由欄に「大東市の補助金申請に必要」とし、
個人情報の内容欄に、上半期の場合は「〇〇年4月1日～〇〇年9月30日の入金履歴」、
下半期の場合は「〇〇年10月1日～〇〇年3月31日までの入金履歴」と記入して、
本人の身分証明書のコピーを添付して育英会に送付してください。

その他の奨学金等貸与機関の場合

産業経済室までお問い合わせ下さい。

お問合せ

大東市 産業経済室 〒574-8555 大阪府大東市谷川1-1-1

TEL 072-870-4013

MAIL sangyo@daito.city.lg.jp

大東市未来人材奨学金返還支援補助金

検索